

## 鳩山町飼い主のいない猫捕獲器貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、町内の飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせるために捕獲しようとする者に対して行う、飼い主のいない猫を捕獲する道具（以下「捕獲器」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 地域に生息し、所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合わせて不妊手術という。

### (貸出対象)

第3条 捕獲器の貸出しの対象者は、公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくらねこ無料不妊手術チケット」の利用者とする。

### (貸出期間)

第4条 捕獲器の貸出期間は、貸出しを受けた日から1か月以内とする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

### (貸出数量)

第5条 捕獲器の貸出数量は、捕獲予定頭数に関わらず、1件の申請につき1基とする。

### (捕獲器の貸出しに伴う費用)

第6条 捕獲器の貸出しは、無料とする。

- 2 捕獲器の使用に伴い発生する費用は、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

### (捕獲器の申請)

第7条 捕獲器の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飼い主のいない猫捕獲器貸出申請書（様式第1号）の各項目に同意をした上で、町長に提出しなければならない。

### (捕獲器の予約)

第8条 申請者が申請する際に捕獲器の在庫がない場合は、飼い主のいない猫捕獲器貸出予約申請書（様式第2号）の提出をもって予約することができる。

- 2 町は前項の規定に基づく予約受付後、捕獲器に在庫があれば、前項の規定に基づく予

約申請のあった順に連絡し、前条に基づく飼い主のいない猫捕獲器貸出申請書（様式第1号）を提出するよう連絡する。

- 3 前項の規定に基づき、町から連絡したが、不在等連絡が取れなかった時は、その連絡が取れなかった者の次に予約申請書の提出があった者へ連絡し貸出すこととする。なお、以降同様とする

（決定）

第9条 町長は、第7条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、適当であると認めたものについて貸出しを決定し、申請者に対して捕獲器を貸し出すものとする。

（決定の取り消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消すとともに、捕獲器の返却を命じることができる。

- （1） 借受者が、飼い主のいない猫捕獲器貸出申請書（様式第1号）にて同意した規定に違反したとき。
- （2） 借受者が、偽りその他の不正行為により捕獲器の貸出しを受けたとき。
- （3） 捕獲器が故障その他の理由により使用することができない状態になったとき。
- （4） 町が捕獲器を使用する必要が生じたとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が捕獲器を貸し出すことが適当でないとしたとき。

（返却）

第11条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに捕獲器を清掃及び消毒して、町へ返却しなければならない。

- （1） 猫の捕獲ができて事業が終了したとき。
- （2） 捕獲器の設置をとりやめたとき。
- （3） 貸出期間が満了するとき。
- （4） 前条の規定により決定を取り消されたとき。

- 2 町長は、前項の規定により捕獲器が返却されたときは、捕獲器を点検し、不備がないか確認したうえで、捕獲器を受け取るものとする。

（免責）

第12条 町長は、事業の実施に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第13条 借受者の責めに帰すべき理由によって、捕獲器を毀損又は滅失した場合は、借受

者においてその損害を現物をもって賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

2 捕獲器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。